

東日本大震災により被災された皆さまへ  
～ 東北財務局からの大切なお知らせ ～

債務整理のガイドラインをご存知ですか？

「債務整理のガイドライン」を利用することにより、**住宅ローンなどの免除を受けることができます。**

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

例えば Sさん(男性・宮城県)のケース

- 東日本大震災で自宅が半壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が減少し、借上げ住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから個人版私的整理ガイドラインの利用を検討し、弁護士に相談した。

※自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

■制度成立前の借入残高

〇〇銀行  
(住宅ローン)

借入残高:2600万円

制度成立後

■制度成立後の借入(債務)免除結果

〇〇銀行  
(住宅ローン)

借入残高:  
800万円

免除額:1800万円

自宅売却金一括返済700万円+分割返済100万円

結果

自宅を処分(※)することとしたが、  
**1800万円の借入の免除**  
を受けることができた。

ガイドラインを  
利用する  
メリット

- ① 個人情報情報の登録などの不利益を回避できます。
- ② 国の補助により弁護士費用はかかりません。  
(注) 運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。
- ③ 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。  
義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。

詳しくは、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」、またはお取引金融機関までご相談ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

- コールセンター  
**TEL 0120-380-883**
- 岩手支部  
**TEL 019-606-3622**

受付時間

平日9:00~17:00

ホームページからもアクセスできます  
<http://www.kgl.or.jp/>

私的整理ガイドライン

検索

生活再建でお悩みの方へ

◇新しい住宅ローンのお申し込みについては…

「災害復興住宅融資」や「フラット35Sの金利引下げ(※)」により、通常より有利な条件でお借入れができます。(※省エネルギー性の優れた住宅に限ります)

- 災害専用ダイヤル **TEL 0120-086-353** (住宅金融支援機構)

◇生活資金のご相談については…

「災害援護資金貸付」や「生活復興支援資金貸付」により、無利子または低金利でお借入れができます。「災害援護資金貸付」については、被災の際に居住していた市役所・町村役場へ、「生活復興支援資金貸付」については、お住まいの市町村の社会福祉協議会へそれぞれご相談ください。